

## ○檀家総会で一方的に決議されそうだ

### 事例

当寺では、檀家総会を開くことが寺院規則に規定されていますが、何を決議するかについては具体的に定められていません。檀家の一部は、檀家総会を開催し、当寺に対する要求を決議しようとの動きを見せています。



住職の希望

- ① 檀家総会の権限を知りたいです
- ② 檀家総会の決議に拘束されたくありません

- ① 寺院規則に檀家総会の招集については規定されていますが、権限については規定されていません。檀家総会の権限はどのようなものか知りたいです。
- ② 檀家総会があるとはいっても、寺の運営の最終決定は、私が持っていたいです。檀家総会の決議に拘束されたくありません。



専門家の回答

- ① 寺院規則の定め方によっては最高意思決定機関となることもあります
- ② 最終事務決定権は責任役員会にあるので拘束されることはありませんが、政治的な問題も生じ得ます

- ① 貴寺の寺院規則の定め方によっては、檀家総会が最高意思決定機関となることもあります。
- ② 宗教法人法では、最終事務決定権はあくまで責任役員会にあるとされていますので、檀家総会の決議に拘束力はありませんが、寺檀紛争の惹起など政治的な問題も生じ得ます。

〈まずはこれをチェック！〉

檀家総会が従前どのように開催されていたか →  CHECK 1

寺院規則上の檀家総会の位置付けはどうなっているか →  CHECK 2

### CHECK 1 檀家総会の従前の運営状況についての確認

貴寺では、檀家総会を開くことが寺院規則に規定されているが、何を決議するかについては具体的に定められていないとのこと。では、従前、檀家総会はどのように運営（開催頻度、招集者、決議内容、檀家総会の出席者等）されていたのでしょうか。檀家総会の従前の運営状況を把握しておくことで、あなたの運営方針とは異なる内容の決議がなされたときに対処しやすくなります。また、今後、檀家総会の権限を明確化するために寺院規則を変更する場合も、檀家総会の従前の運営状況は参考になります。

宗教法人法12条1項6号は、寺院規則に「議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項」を規定できるとしています。寺院規則において、財産処分・宗派離脱等の重要事項については檀家総会の同意が必要であるとする一方で、代表役員・責任役員の一存だけでは重要事項を決定できないことから、檀家総会は寺院の最高意思決定機関となり得ます。

### CHECK 2 寺院規則の確認

宗教法人法には、檀家総会についての規定はありません。宗教法人法は、管理運営機関として代表役員及び責任役員制度を採用しています。代表役員と責任役員によって寺院が運営されていきますが、「規則に別段の定」があるときは、代表役員・責任役員以外の機関がその意思決定に自律的に関与することができます。例えば、一定の財産処分について包括宗教法人の承認を要することとしたり、重要な事項の決定は、諮問機関に諮ることとしたり、他の議決機関の議決を要することとすることができます。

貴寺の寺院規則では、檀家総会についてどのように規定しているのか確認してみてください。

## 対応方法

### (1) 檀家と話し合う

宗教法人法18条4項は、「責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。」と規定し、宗教法人法19条は、「規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。」と規定しています。このように、宗教法人法では、宗教法人の事務の決定は、責任役員によって行われることになっていますが、宗教法人ごとの自律性に配慮し、寺院規則に事務の決定について別段の定めを置くことができますとしています。例えば、一定の財産処分について包括宗教法人の承認を要することとしたり、重要事項については、諮問機関に諮ることや他の議決機関の議決を要することとしたり、議決を過半数ではなく3分の2に加重したりすることができます。ただし、「規則に別段の定」をもってしても、責任役員の権限を取り上げて他の機関で代行せしめることはできないと解されています（渡部蔚『逐条解説 宗教法人法〔第4次改訂版〕』169頁（ぎょうせい、2009）で引用する行政実例「責任役員による宗教法人事務の決定について」昭38・2・9雑調21 宗教法人「美濃ミッション教団」代表役員宛調査局長回答）。

本事例においては、寺院規則に檀家総会の存在は規定されているものの、その権限については規定されていないとのことです。「規則に別段の定」があるとはいえませんので、檀家総会の決議に拘束力はありません。檀家総会の決議に関係なく、責任役員会の決議で貴寺の事務を決定することができます。

檀家総会の決議に拘束力がないとしても、檀家の代表である檀家総会の決議をないがしろにして事務を進めていくと寺檀紛争に発展しかねません。そこで、檀家総会と責任役員会との意見が相違しそうなおそれがあった場合、あなたとしては、あらかじめ檀家と、檀家総会の決議に寺院規則上の拘束力がないことを前提に、檀家総会の開催頻度、檀家総会の招集権者、決議事項、決議を寺としてどの程度尊重するのかについて話し合っておくとよいでしょう。

### (2) 寺院規則を変更する

現状では、寺院規則には檀家総会の規定はあるものの、その権限については規定されていないとのことです。そのような檀家総会の意義について曖昧な状態では、檀家

総会の決議の効力をめぐって紛争が生じかねません。そこで、寺院規則を変更して、檀家総会の権限について、あらかじめ規定しておくことも検討しましょう。

なお、檀家総会にどの程度権限を持たせるかどうかの判断に当たっては、宗教法人の歴史的格や信者の位置付けを考慮しましょう。

次の書式は、檀家総会に諮問機関としての位置付けを与えることを内容とする寺院規則となっています。

○寺院規則（抜粋）

寺院規則

（檀家総会）

- 第〇条 檀家は、檀家総会を組織し、責任役員会の諮問に応じ、その意見を答申する。
- 2 檀家総会は、この法人の目的達成、維持興隆に関する事項について意見を述べることができる。
  - 3 檀家総会は、代表役員が招集する。ただし、檀家の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。
  - 4 檀家総会の議事は、この規則に別段の定がある場合を除くほか、檀家の定数の過半数で決する。
  - 5 檀家総会の会議に当たっては、議事録を作成しておくものとする。

知っておきたい法律知識

◆権利能力なき社団とは？

権利能力なき社団とは、実質的には社団法人と同様の実態を持ちながら法人格のない団体のことをいいます。例えば、同窓会や町内会、同好会などです。護持会や檀信徒協議会なども権利能力なき社団に当たり得ます。権利能力なき社団は、財産は全構成員の総有となり、各構成員は払戻しを求めることはできません。また、権利能力なき社団がその名義で負う債務については、構成員各自が個人的に責任を負うことはありません。このように、権利能力なき社団は、構成員の固有の財産から独立して積極財産及び消極財産の主体となり得ます。つまり、権利能力なき社団は、法人格はない

ものの、実際は法人格があるかのように扱われます。権利能力なき社団として認められるためには、①団体としての組織があること、②多数決の原則により内部の意思決定が行われること、③構成員の変更にもかかわらず団体が存続すること、④代表の方法や総会の運営、財産管理など団体としての主要な点が確定していることが必要です（最判昭39・10・15判時393・28）。檀家総会も上記の4要件を満たしていれば、権利能力なき社団に該当します。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行により、法人設立が容易になったため、権利能力なき社団の該当性が問題となってくる事案は少なくなってきましたが、依然として重要な法概念です。

### ◆機関とは？

機関とは、一般社団法人の理事や社員総会、株式会社の代表取締役や株主総会などのように、法人の意思決定をなし、あるいはその行為を執行ないし補助することで、法人を代表する者をいいます（高橋和之ほか『法律学小辞典〔第5版〕』180頁（有斐閣、2016））。一般的には、機関は、組織・機構のことを指して用いられる場合が多いですが、法律用語としての機関は、法人や団体などの意思を決定したり、代表したりする者を意味します。檀家総会も寺院規則上、財産処分同意権等が規定されていたときは機関となります。宗教法人では、代表役員や責任役員が機関に当たります。機関として法人を代表する際は、個人の行為と区別するため、「宗教法人「〇〇寺」代表役員〇〇〇〇」というように、法人名と機関名を肩書きとして付します。

### ◆議事録の作成方法は？

議事録とは、会議や打合せの内容、経過や結論などを記録し、それを伝えるための文書のことをいいます。会議の内容や情報を共有化するためにも、法人の意思決定を明確化するためにも、法人の運営に当たって議事録は重要な役割を果たします。また、代表役員の変更登記などの際には、必要書類として添付を求められます。

議事録に盛り込むべき事項は、①日時、②場所、③定数、④出席者、⑤議題、⑥議事の経過の要領及びその結果などです。そして、末尾には日付と出席者の署名捺印を記載しておきましょう。

**参考となる事例**

**【訴訟提起において内部手続が取られていないことが問題となった事例】**

- 代表役員が事務の決定に基づいて代表行為をしなければならないというのは、寺院内部の関係においてのことであって、代表役員がこの事務の決定に基づかないで、代表行為をしたとしても、その代表役員の職務行為は別として、外部的には、代表行為自体は何らその効力を左右されるものではないと解するから、寺院の代表役員が、訴訟提起に当たって、責任役員の承認を得なかったとしても、訴えの提起は適法であると判断した事例（大阪高判昭53・9・14判タ371・89）

**【責任役員又は責任役員代務者と称して宗教法人の運営に関わってきた檀信徒が責任役員及び代表役員を選定するための檀家総会を招集することが許されるとされた事例】**

- （寺院には代表役員も責任役員も欠いている状況を踏まえ）責任役員及び代表役員を宗教法人の必要的機関としている法の趣旨及び寺院の運営に檀信徒の意思を直接反映させようとして責任役員及び代表役員を選定する権限を檀家総会に与えた寺院規則の趣旨に鑑み、責任役員又は責任役員代務者と称して宗教法人の運営に関わってきた者に檀家総会の招集権を認めた事例（最判平17・11・8判時1915・19）

（本間 久雄）

## ○絵馬が勝手に撮影されSNSに載せられてしまった

### 事例

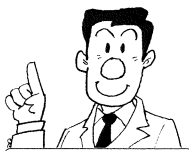
境内地内にある絵馬奉納所に奉納された一般参拝者の絵馬を、別の参拝者が勝手にカメラで撮影してツイッター（twitter）等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に掲載してしまいました。絵馬を奉納した参拝者から慰謝料を払えとクレームがきています。



### 住職の希望

- ① 慰謝料の請求を拒絶したいです
- ② SNS上の写真を削除したいです

- ① 絵馬を奉納した参拝者が不快に思ったのは確かですが、当寺の責任ではなく、撮影・掲載した参拝者にクレームを言ってもらいたいです。
- ② 当寺に絵馬を奉納すると、写真を撮られてSNS上に掲載されるのではないかと参拝者の不安を軽減するため、写真を削除したいです。



### 専門家の回答

- ① 慰謝料の請求を拒絶できます
- ② 貴寺自らが主体となって、写真の削除を求めるのは困難です

- ① 基本的には寺院の責任ではなく、参拝者と撮影者等との間の問題のように思われますので、寺院は慰謝料を支払う必要はありません。
- ② そもそも削除請求ができるかは微妙な問題ですが、できるとしても、そのような請求の主体は絵馬を奉納した参拝者であり、寺院は主体になれないと思われます。

<まずはこれをチェック！>

寺院側が「写真撮影を許可」したとみられる事情はあるか

→  CHECK 1

個人情報保護シールや撮影禁止等の対応を検討したか →  CHECK 2

CHECK 1 寺院側が「写真撮影を許可」したとみられる事情があるかの確認

一般に、寺院は絵馬の奉納場所を提供しているだけであり、参拝者が絵馬を勝手に撮影しても、それだけでは寺院は責任を負わないと考えられます。

もっとも、絵馬を撮影・掲載したいと考えた者が住職や寺務職員等に許可を求め、住職や寺務職員等が撮影・掲載してもかまわない等と回答した場合のように、寺院側が積極的に「写真撮影・掲載を許可」したとみられる事情があれば、寺院も同様に責任を負う可能性があります。そこで、そのような事情の有無を確認すべきです。

CHECK 2 個人情報保護シールや撮影禁止等の対応を検討したかの確認

個人情報等についての意識が高まっている現代においては、寺院においても、参拝者のこのような期待の保護について真剣に考える必要があります。

絵馬は、不特定多数の者が見ることができる絵馬奉納所に奉納される反面、その中身は、私生活や宗教上の願望や悩みといったセンシティブな内容を含むことがあります。

一部の寺院では、個人情報保護シールを配布し、希望する参拝者が自らシールを貼ることで、他人に絵馬の中身を読まれないようにすることができるようにしています。また、境内の全部又は一部における撮影を禁止し、カメラを出している者を見かけたら注意するといった対応をしている寺院もあるところ、絵馬奉納所における撮影を禁止することも考えられます。

このように、現代の参拝者のニーズの変化を踏まえ、寺院において個人情報保護シールや撮影禁止等の対応を検討したかを確認し、もししていなければ、このような事案の予防のため、これを検討すべきでしょう。



## 対応方法

### (1) 話し合い・説得をする

絵馬奉納所に奉納された絵馬は不特定多数の者が見ることができるところ（特殊な例ですが、横浜地判平5・8・4判タ831・244参照）、そのような絵馬奉納所に絵馬を奉納するか否かや、奉納した絵馬に何を書くかは、参拝者の自由に任せられています。

そして、このような絵馬奉納所に奉納された絵馬の写真が撮影され、SNS上に掲載されても、一般にはこれは奉納した参拝者と撮影・掲載した者の間の問題であって、寺院は責任を負わず、寺院側が「写真撮影を許可」したとみられる事情がある場合に初めて責任を負うものと理解されます（権限がない者が第三者に許可を出したことが不法行為とされた事例として、やや特殊ですが、東京地判平12・11・21（平11（ワ）17154）参照）。

そこで、参拝者と話し合った上で、不愉快に思われたことは十分理解できるものの、それは撮影・掲載した者の責任であって、寺院の責任ではないこと、今後撮影・掲載等をされたくなければ絵馬奉納所に奉納した絵馬を持ち帰ってもよいこと、状況によっては、プライバシー権、著作権等を根拠に参拝者が写真の削除を請求できるかもしれないこと等を説明し、理解を得るよう説得を試みてください。

### (2) 通知書を出す

説得にもかかわらず聞き入れられない場合には、慰謝料の支払は認められない旨の通知書等の文書を出します（下記「通知書」参照）。ここでは、次の事項等を説明し、寺院が責任を負わないことを理解してもらうよう努めるべきでしょう。

- ① 絵馬奉納所に奉納された絵馬が不特定多数の目に触れることを理解した上で参拝者は絵馬を奉納するかを自由に決められること
- ② 参拝者が撮影・掲載を不快に感じたのであれば、それは撮影・掲載をした者に対して主張すべきであり、少なくとも寺院は責任を負わないこと

#### ○通知書（抜粋）

##### 通知書

平成〇年〇月〇日に貴殿が当寺に対して行った、〇〇万円の慰謝料支払請求につき、

当寺の見解をご連絡します。

貴殿は平成〇年〇月〇日に当寺に参拝され、「〇〇」と記載した絵馬を、当寺境内の絵馬奉納所に奉納されたところ、第三者がこれを無断で撮影し、平成〇年〇月頃にSNS上にアップロードしてその写真を掲載した（以下「本件撮影・掲載」といいます。）ものとお聞きしております。

当寺の絵馬奉納所に絵馬を奉納すれば、不特定多数の皆様の目に触れるところ、そのような絵馬奉納所に絵馬を奉納するか否かは、貴殿を含む参拝者の皆様の自由な判断に任せられております。貴殿は、当寺の絵馬奉納所の状況を十分に理解された上で、自ら絵馬を奉納されたのであって、その後第三者が行った本件撮影・掲載につき、当寺は法的責任を負いません。

貴殿が本件撮影・掲載により不快感を覚えられたとしても、そのような点は、本件撮影・掲載を行った者に対して主張すべきであると考えております。

以上より、当寺といたしましては、貴殿からの慰謝料支払請求については理由がないと考えておりますので、これをお支払することはできかねます。

### (3) 訴訟を検討する

参拝者との紛争が裁判外で解決しなければ、参拝者が寺院を訴えて慰謝料の支払を請求したり、場合によっては、寺院側が参拝者を訴えて（慰謝料）債務不存在確認を請求するといった、訴訟による解決を図らなければならない状況に至ることもあります。このような状況は必ずしも望ましいものではなく、できるだけこれを回避するよう、話し合いや通知書等を通じて裁判外の解決を模索すべきでしょう。

どうしても訴訟が必要となる場合には、弁護士等の専門家に相談すべきです。

### (4) トラブルを予防する（個人情報保護シールや撮影禁止等の対応）

このようなトラブルを予防するためにはどうすればよいのでしょうか。

最近では、SNS時代とも呼ばれており、一般人が様々なものを撮影し、これをSNS上にアップロードして掲載するという現象が見られます。それと同時に、個人情報やプライバシー等への意識も高まっています。

ここで、絵馬奉納所に奉納された絵馬は、不特定多数の人に公開されているという

側面もあるものの、その中には、私生活や宗教上の願望や悩みといったセンシティブな内容を含むものもあります。そこで、絵馬を奉納したいが、絵馬の中身が他の参拝者に見られたくはないし、SNS等にアップロードされるのはもっと嫌であるという参拝者の気持ちも十分に理解できます。

そのような状況下においては、例えば、個人情報保護のためのシールを用意して、希望する参拝客が、絵馬に願い事を記載した後、絵馬にシールを貼ることで、絵馬奉納所に奉納された絵馬の中身を見られないようにするという対応が考えられるでしょう。もちろん、仏様が願い事を読めなくなるのではないかと考え、シールを使わない参拝者もいるでしょうが、参拝者に対してこのような「選択肢」を与えるということはトラブル予防上十分に考慮し得る方法です。

さらに、単に不特定多数の者が見るという場合よりも、それが撮影され、SNS上にアップロードされるという状況の方が、絵馬を奉納した参拝者の感じる不快感は大きくなります。すると、写真撮影を禁止するという方法も十分に考えられるトラブル予防法でしょう（なお、境内地内における写真業者の無断での営業を禁止することが認められた事例として、大阪高判昭33・7・18下民9・7・1311参照）。その場合には、境内全域の写真撮影を禁止するのか、絵馬奉納所等一部だけを禁止するかについても検討の上、参拝者が容易に撮影禁止であることが分かるような表示を行い、必要に応じてカメラを持っている参拝者への声掛け等を行いましょう。

### 知っておきたい法律知識

#### ◆プライバシー権とは？

プライバシー権の概念は固まっていますが、個人の人格的生存に関わる重要な私的事項（たとえば容貌、前科などの自己に関する情報）は各自が自律的に決定できる自由（芦部信喜『憲法[第6版]』122～123頁（岩波書店、2015））等といわれています。

インターネット上にアップロードされた写真等によりプライバシー権が侵害された場合には、それを理由としてプロバイダやアップロードをした者に対して削除や損害の賠償を請求することができます。プロバイダであるSNSの運営者は、削除を受け付けるWebフォームを設けていることも多いですし、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」に基づく削除請求がなされればこれに対応して削除をすることも多いといえます。どうしても削除をしてもらえなければ、裁判を起こして削除請求をすることも考えられます。なお、アップロードをした本人に請求する場合、

## 第2章 寺院の活動をめぐるトラブル

---

誰がアップロードをしたかが分からなければ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報開示請求を行うことになり、開示を受けた後、本人に対し削除や損害賠償等を請求することになるでしょう。

もっとも、次の3点に注意が必要です。

1点目は、プライバシー侵害かどうかはその事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量することによって決まり、前者が後者に優越する場合にこれが違法となるとされていることです（最判平6・2・8判時1594・56等参照）。願い事の内容にもよりますが、単に「〇〇大学に合格できますように」という程度の内容の絵馬の撮影及びアップロードがプライバシーを侵害するかどうかは疑問です。

2点目は、絵馬を絵馬奉納所に奉納することで、絵馬の内容が不特定多数に公開されていること自体は、プライバシー侵害性を直ちに否定するものではありませんが、上記の比較衡量においてプライバシー侵害を否定する方向に働くといえるでしょう（東京地判平9・12・22判時1637・66参照）。

3点目は、プライバシー侵害に基づく削除等を請求できるのはあくまでも本人であることです。そこで、寺院がプライバシー侵害を理由に削除等を請求することはできません。

### ◆著作権とは？

著作者が著作物に対して有する複製権等の（財産的）権利は著作権と総称されます（著作17①）。

例えば、著作物である絵馬を無断で撮影しこれを複製すれば、複製権（著作21）の侵害となり、これをインターネット上にアップロードすれば、公衆送信権（著作23）の侵害となります。そこで、著作権に基づき、差止め（著作112①）や損害賠償等を請求することができます。プロバイダや本人に対する請求については、概ね上記のプライバシーに関する議論がそのまま当てはまります。

もっとも、人の思想・感情が創作的に表現されたものでなければ著作物として保護されないところ（中山信弘『著作権法 [第2版]』60～61頁（有斐閣、2014））、「〇〇大学に合格できますように」という程度のありふれた絵馬の記載は著作物としては保護されず、例えばイラストを描いていたり、ある程度長文の願い事が書かれている場合に初めて著作物として保護されるでしょう。

また、ここでも著作権に基づく請求ができるのはあくまでも著作権者であり、寺院

ではありません。

なお、参拝者が絵馬に書いた願い事ではなく、絵馬そのもののデザイン等につき著作権が成立することもあります。著作権者はデザイナーであり、住職や寺務職員等が職務上これをデザインしたのでなければ、やはり寺院が著作権に基づく請求をすることはできません。

### ◆所有権とは？

所有権は、その所有物を自由に使用、収益及び処分をする権利（民206）であり、客体を一般的・全面的に支配する物権です（我妻榮『新訂物権法（民法講義II）』257頁（岩波書店、1983））。

このような所有権の行使の一環として、境内敷地の所有権者である寺院は、境内の全部又は一部を撮影禁止等とすることができます（大阪高判昭33・7・18下民9・7・1311）。そして、これに違反した絵馬の撮影行為に対しては損害賠償等の請求の余地がありません（東京地判平14・7・3判時1793・128参照）。

もっとも、絵馬の所有権の内容は、有体物としての絵馬を排他的に支配する権能にとどまりますから、（撮影禁止地域での撮影が不法行為等となり得ることとは別に）絵馬の写真インターネット上にアップロードすることそのものが絵馬の所有権を侵害するとはいい難いところです（東京地判平14・7・3判時1793・128参照）。

そこで、（絵馬が参拝者の所有物であると解される場合はもちろん）仮に絵馬が奉納されることで寺院が絵馬の所有権を取得したと解することができる場合であっても、寺院が所有権を理由に写真の削除を請求することも困難と思われます。

### 参考となる事例

#### 【絵馬奉納所へ奉納された絵馬は不特定多数の閲覧が可能であるとされた事例】

- 絵馬奉納所に被害者の名誉を毀損する内容の絵馬のようなものを掛けたことが、不特定多数にこれを閲覧し得る状況に置いたとして、名誉毀損罪で有罪とされた事例（横浜地判平5・8・4判タ831・244）

#### 【権限のない者が第三者に許可を出したことが不法行為とされた事例】

- Aの所有地にAの所有する枇杷の木が植えられていた。隣地のBは、Aの枇杷について何の処分権限もなかった。CがBに枇杷の葉を切りたいと述べたところ、Bが勝手に許可を出した。このようなBの行為がAに対する不法行為とされた事例（東京地判平12・11・21（平11（ワ）17154））

**【神社境内地所有者が境内地内における写真業を禁止することが認められた事例】**

- 境内地内の写真撮影は、おのずから信仰上の見地からその場所及び方法を制限されることもやむを得ないとした上で、神社境内地所有者が境内地内での写真業を禁止することができる」とされた事例（大阪高判昭33・7・18下民9・7・1311）

**【写真の出版等による所有権侵害が否定された事例】**

- かえでの木の写真を出版すること等がかえでの木の所有権を侵害しないとされた事例（東京地判平14・7・3判時1793・128）

（松尾 剛行）